

事務事業調整結果一覽

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

事務事業数一覧（11月5日現在）

専門部会名	分科会名	合計	豊川市 に統一	音羽町 に統一	御津町 に統一	現行の とおり	新制度 を構築	新計画 を策定	廃止
議 会	議会事務局（2～3p）	43	41				2		
	監査委員事務局（4p）	6	6						
	小計	49	47				2		
企 画	企画（5p）	19	16		2				1
	人事（6～7p）	44	44						
	秘書（8p）	18	16			1			1
	情報システム（9p）	11	11						
	文化振興（10p）	13	9				4		
	国際（11p）	10	9						1
	小計	115	105		2	1	4		3
総 務	行政（12～13p）	28	25				3		
	財政（14p）	22	22						
	会計（15p）	4	4						
	消防（16p）	18	14			1	1		2
	防災対策（17p）	17	8			2	6	1	
	契約検査（18p）	10	10						
	市民税（19p）	7	7						
	資産税（20p）	9	9						
	小計	115	99			3	10	1	2
健康福祉	市民（21p）	19	19						
	福祉（22～25p）	89	80			4			5
	子ども（26～28p）	48	42			1	4		1
	保険年金（29p）	20	19						1
	介護高齢（30～33p）	72	57			5	5	1	4
	保健センター（34～36p）	67	56			7	1		3
	小計	315	273			17	10	1	14
生活活性	農務（37～40p）	78	60			1	10	4	3
	商工観光（41～42p）	43	30			6	3		4
	環境対策（43～44p）	40	23				4	3	10
	生活活性（45～46p）	35	33				1		1
	小計	196	146			7	18	7	18
建 設	都市計画（47～48p）	40	29			7	1	1	2
	建築（49p）	14	12			1		1	
	区画整理（50p）	2	2						
	土木（51p）	17	11		4		1		1
	維持管理（52～53p）	29	20			5	1	1	2
	小計	102	74		4	13	3	3	5
上下水道	上水道（54p）	19	17				1	1	
	下水道（55p）	16	15					1	
	小計	35	32				1	2	
教 育	学校庶務（56p）	14	13				1		
	学校教育（57～58p）	45	36			1	1		7
	生涯学習（59～60p）	26	23			1	1		1
	学校給食（61p）	9	2			5		1	1
	市民体育（62p）	9	5			1	2		1
	図書館（63p）	10	7			1	2		
	小計	113	86			9	7	1	10
合計	1040	862		6	50	55	15	52	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：議会部会

分科会名：議会議務局分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	議員定数	合併時	新制度を構築	30名から35名に増員。 音羽選挙区（定数2）及び御津選挙区（定数3）を設置し、増員選挙を実施する。
2	議案の配布時期及び配布方法	合併時	豊川市に統一	
3	会期の予定	合併時	豊川市に統一	
4	会議規則	合併時	豊川市に統一	
5	定例会の会期日程	合併時	豊川市に統一	
6	議席	合併時	豊川市に統一	
7	説明員の出席	合併時	豊川市に統一	
8	一般質問	合併時	豊川市に統一	
9	質疑	合併時	豊川市に統一	
10	委員会付託	合併時	豊川市に統一	
11	議員提出の議案	合併時	豊川市に統一	
12	会議録の調製、委員会記録の作成	合併時	豊川市に統一	
13	委員会条例	合併時	新制度を構築	議員定数の5名増に伴い、各常任委員会の定数を増員する。
14	委員会傍聴	合併時	豊川市に統一	
15	常任委員会	合併時	豊川市に統一	
16	議会運営委員会	合併時	豊川市に統一	
17	予算、決算の審査方法、委員の選出方法	合併時	豊川市に統一	
18	説明員の出席（委員会等）	合併時	豊川市に統一	
19	委員外議員の発言	合併時	豊川市に統一	
20	会派規程	合併時	豊川市に統一	
21	請願・陳情の審査方法	合併時	豊川市に統一	
22	議員派遣	合併時	豊川市に統一	
23	議会報の発行	合併時	豊川市に統一	
24	会議録検索システム	合併時	豊川市に統一	
25	政務調査費	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：議会部会

分科会名：議会議務局分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
26	議会図書室	合併時	豊川市に統一	
27	議会議員互助会	合併時	豊川市に統一	
28	政治倫理	合併時	豊川市に統一	
29	事務局組織規程	合併時	豊川市に統一	
30	事務局決裁規程	合併時	豊川市に統一	
31	事務局文書取扱規程	合併時	豊川市に統一	
32	情報公開	合併時	豊川市に統一	
33	議員等の叙勲、表彰	合併時	豊川市に統一	
34	報酬、期末手当	合併時	豊川市に統一	
35	費用弁償	合併時	豊川市に統一	
36	議員共済年金等	合併時	豊川市に統一	
37	交際費の支出、議長賞の交付	合併時	豊川市に統一	
38	議長会関係	合併時	豊川市に統一	
39	事務局条例、事務局職員の定数	合併時	豊川市に統一	
40	特別委員会	合併時	豊川市に統一	
41	所管事務調査	合併時	豊川市に統一	
42	傍聴規則	合併時	豊川市に統一	
43	全員協議会	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：議会部会

分科会名：監査委員事務局分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	監査委員	合併時	豊川市に統一	
2	監査委員の事務処理	合併時	豊川市に統一	
3	監査	合併時	豊川市に統一	
4	検査	合併時	豊川市に統一	
5	審査	合併時	豊川市に統一	
6	事務局	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会
分科会名：企画分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	総合計画の策定に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併後、速やかに第5次豊川市総合計画を改訂する。
2	実施計画の調整に関する事務	合併時	豊川市に統一	
3	重要施策の総合調整に関する事務 (企画会議)	合併時	豊川市に統一	
4	長の特命事項に関する事務 (調整会議)	合併時	豊川市に統一	
5	広域行政の研究業務等に関する事務	合併時	豊川市に統一	2町は、合併の前日をもって、宝飯地区広域市町村圏協議会を脱退する。
6	各種団体の出資金等に関する事務	合併時	豊川市に統一	2町の出捐金は、新市が引き継ぐ。
7	地域振興等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	土地開発公社に関する事務	合併時	豊川市に統一	土地開発公社に対する2町の出資金及び債務保証は、新市に引き継ぐ。
9	地価公示法に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	公有地の拡大の推進に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	土地取引規制に関する事務	合併時	豊川市に統一	
12	土地利用調整会議に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	企業誘致に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	土地開発基金・土地取得特別会計に関する事務	合併時	豊川市に統一	2町の土地開発基金は新市に引き継ぐ。
15	地籍調査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	特区・地域再生に関する事務	合併時	豊川市に統一	
17	港湾整備事業に関する事務	合併時	御津町に統一	
18	港湾関係組織に関する事務	合併時	御津町に統一	小型船舶安全協会については、合併時に脱退する。
19	御津町臨海計画審議会に関する事務	合併時	廃止	御津町のみ実施。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会
分科会名：人事分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	職員定数、定員管理	合併時	豊川市に統一	
2	職員の配置	合併時	豊川市に統一	
3	職員の服務	合併時	豊川市に統一	
4	勤務時間、休暇その他勤務条件	合併時	豊川市に統一	
5	育児休業制度	合併時	豊川市に統一	
6	職員の分限、懲戒	合併時	豊川市に統一	
7	勧奨退職制度	合併時	豊川市に統一	
8	勤務評定	合併時	豊川市に統一	
9	自己申告	合併時	豊川市に統一	
10	職員の再任用	合併時	豊川市に統一	
11	職員研修	合併時	豊川市に統一	
12	人事交流、派遣研修	合併時	豊川市に統一	
13	旅費、費用弁償	合併時	豊川市に統一	
14	職員団体	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ該当。
15	特別職の職員	合併時	豊川市に統一	
16	嘱託職員	合併時	豊川市に統一	一部報酬月額について経過措置を設ける。(19、20年度)
17	臨時職員	合併時	豊川市に統一	一部賃金単価について経過措置を設ける。
18	安全衛生委員会	合併時	豊川市に統一	支所の取扱いについては、合併時まで調整。
19	公務災害補償	合併時	豊川市に統一	
20	公務災害条例適用	合併時	豊川市に統一	
21	職員の賠償責任	合併時	豊川市に統一	
22	職員採用試験	合併時	豊川市に統一	
23	当直事務	合併時	豊川市に統一	支所の取扱いについては、合併時まで調整。
24	安全運転管理	合併時	豊川市に統一	支所の取扱いについては、合併時まで調整。
25	施設管理協会	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ設置。
26	特別職の給与	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会
分科会名：人事分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
27	特別職の報酬（非常勤特別職）	合併時	豊川市に統一	
28	職員の給料	合併時	豊川市に統一	編入職員個々の給料は合併時まで調整。
29	職員の手当	合併時	豊川市に統一	
30	福利厚生	合併時	豊川市に統一	
31	退職手当	合併時	豊川市に統一	2町は合併の前日をもって愛知県退職手当組合を脱退する。
32	児童手当	合併時	豊川市に統一	
33	健康管理	合併時	豊川市に統一	
34	共済組合	合併時	豊川市に統一	2町は合併の前日をもって愛知県市町村共済組合を脱退する。
35	健康保険組合	合併時	豊川市に統一	
36	職員互助会	合併時	豊川市に統一	
37	特別職報酬審議会	合併時	豊川市に統一	
38	臨時、非常勤職員の社会保険	合併時	豊川市に統一	
39	退隠料、扶助料	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
40	外郭団体給与	合併時	豊川市に統一	
41	人事給与システム	合併時	豊川市に統一	
42	駐車場利用料	合併後	豊川市に統一	合併時の取扱いについて協議中。
43	次世代育成支援事業	合併時	豊川市に統一	
44	職員自動車運転免許証・ 自家用自動車登録管理	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会
分科会名：秘書分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	市町長、副市町長の秘書に関する事務	合併時	豊川市に統一	
2	市長会・町村会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
3	市町長の資産公開等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	事業支援等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	儀式、式典に関する事務	合併時	豊川市に統一	
6	市町制記念日式典に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	表彰審査委員会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	表彰に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	広報紙に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	広報冊子に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	F M放送に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
12	ホームページの運用管理	合併時	豊川市に統一	
13	防災行政無線（同報系）による広報	当面	現行のとおり	
14	広聴に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	報道機関への情報提供	合併時	豊川市に統一	
16	施設めぐり	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
17	公用バス・マイクロバスの運行業務	合併時	豊川市に統一	
18	町政ビデオ制作に関する事務	合併時	廃止	音羽町のみ実施。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会

分科会名：情報システム分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	住記・税情報システムの運用管理	合併時	豊川市に統一	
2	パソコン操作研修	合併時	豊川市に統一	
3	データ保護に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	セキュリティ対策に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	情報化推進に関する事務	合併時	豊川市に統一	
6	ネットワークの運用管理	合併時	豊川市に統一	
7	総合行政ネットワーク（LGWAN）の運用管理	合併時	豊川市に統一	
8	パソコン機器の運用管理	合併時	豊川市に統一	
9	あいち電子自治体推進協議会に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	施設予約システムについては、当面、現豊川市施設のみとし、合併後、運用方法なども整合性をとった上で現音羽町・御津町施設も対象とする。
10	財務管理システムの運用管理	合併時	豊川市に統一	
11	地域イントラネットに関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会

分科会名：文化振興分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	文化協会補助	合併時	豊川市に統一	
2	文化情報の収集及び提供	合併時	豊川市に統一	
3	豊川市文化のまちづくり委員会	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ設置。
4	歴史系の展示事業	合併時	豊川市に統一	
5	歴史系資料の調査、収集、管理及び研究	合併時	豊川市に統一	
6	歴史系の講座等普及事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
7	美術系の展示事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
8	美術系資料の調査、収集、管理及び研究	合併時	豊川市に統一	
9	美術系の講座等普及事業	合併時	豊川市に統一	
10	文化会館（ホール）の管理委託	合併時	新制度を構築	
11	会館施設でのロビーコンサート	合併後	新制度を構築	
12	会館施設ボランティア	合併時	新制度を構築	
13	自主文化事業	合併後	新制度を構築	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：企画部会
分科会名：国際分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	姉妹都市交流事業に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
2	外国語版暮らしの便利帳作成事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
3	広報とよかわポルトガル語版作成事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
4	国際交流協会補助	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
5	高校生海外派遣事業補助	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
6	ポルトガル語相談員の設置	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
7	国際化推進懇談会の設置	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
8	国際交流に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	生涯学習海外派遣に関する事務	合併時	廃止	音羽町のみ実施。
10	中学生の海外派遣事業	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：行政分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	町名・字名の取扱い	合併時	新制度を構築	豊川市は変更なし。 音羽町は、原則として大字名を町名とする。ただし、赤坂台は赤坂台町とはせず赤坂台とする。 御津町は、原則として御津を町名とする。
2	組織及び機構の取扱い	合併時	新制度を構築	現音羽町役場は音羽支所、現御津町役場は御津支所とする。
3	投票区・開票区に関する事務	合併時	新制度を構築	投票区について合併前に各町で再編案の検討を行う。ただし、増員選挙時は現行のとおりとする。
4	選挙管理委員会に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
5	平和都市推進協議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ設置。
6	事務改善審議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	町名整理審議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ設置。 合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
8	情報公開・個人情報保護審査会に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
9	明るい選挙推進協議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
10	公平委員会に関する事務	合併時	豊川市に統一	2町は合併の前日をもって愛知県公平委員会への事務委託を解消する。 合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
11	固定資産評価審査委員会に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
12	行政改革に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	行政改革懇談会に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併後における委員の選任にあたっては、市域全体に配慮しつつ、専門性を確保する。
14	公告式	合併時	豊川市に統一	
15	特別職の事務引継に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	情報公開に関する事務	合併時	豊川市に統一	本庁に一本化するが、各支所でも問い合わせに対応する。
17	個人情報保護に関する事務	合併時	豊川市に統一	本庁に一本化するが、各支所でも問い合わせに対応する。
18	公印の管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	本庁で統括管理する。
19	文書の管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市文書取扱規程に支所での取扱を規定する。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：行政分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
20	行政区画に関する事務	合併時	豊川市に統一	
21	指定管理者制度に関する事務	合併時	豊川市に統一	各公の施設の整理統合等を進め、必要に応じて指定管理者制度を導入する。
22	条例・規則の取扱い	合併時	豊川市に統一	各種事務事業の調整方針を踏まえ、必要な規定の整備を行う。
23	選挙人名簿の調製及び整理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
24	各種選挙の執行及び報告に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	不服申立ての総括調整に関する事務	合併時	豊川市に統一	
26	訴訟の総括調整に関する事務	合併時	豊川市に統一	
27	顧問弁護士に関する事務	合併時	豊川市に統一	
28	パブリックコメント手続に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：財政分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	特別会計に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町の財産区につき、特別会計を設置。
2	財産区に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町の財産区は存続。
3	公用車の維持管理	合併時	豊川市に統一	
4	普通財産（土地）の貸付け	合併後	豊川市に統一	
5	予算編成及び執行管理	合併時	豊川市に統一	
6	使用料・手数料の取扱い	合併時	豊川市に統一	使用料は、旧町の使用料を引き継ぎ、改定時期に見直し。
7	指定金融機関・指定代理・収納代理に関する事務	合併時	豊川市に統一	三河信用組合を新たに収納代理金融機関とする。
8	基金の設置に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町の財産区基金を引き継ぐ。
9	借地料の取扱い	合併後	豊川市に統一	
10	財務会計システム	合併時	豊川市に統一	
11	起債管理システム	合併時	豊川市に統一	
12	バランスシート発行システム	合併時	豊川市に統一	
13	行政財産目的外使用	合併後	豊川市に統一	
14	電話交換業務及び庁舎案内業務	合併時	豊川市に統一	
15	普通財産（建物）の貸付け	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
16	庁舎及び構内の維持管理	合併後	豊川市に統一	
17	庁舎利用許可	合併時	豊川市に統一	
18	保険事務	合併時	豊川市に統一	
19	公有財産の管理	合併時	豊川市に統一	
20	備品の管理	合併時	豊川市に統一	
21	普通財産（土地）の売払い	合併時	豊川市に統一	
22	公用車有料広告に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：会計分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	現金による収納事務	合併時	豊川市に統一	
2	収入仕訳事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
3	愛知県証紙の売り捌き及び保管に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	決算の調整に関する事務	合併後	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：消防分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	消防団詰所・器具置場	合併時	新制度を構築	御津町内で器具置場6箇所廃止。
2	消防団組織	合併時	豊川市に統一	2町の消防団は、豊川市消防団の方面隊とする。
3	交付金・消防団員報酬・費用弁償等	合併時	豊川市に統一	
4	退職報償金・公務災害補償	合併後	豊川市に統一	退職報償金については、2町分は平成19年度末まで旧制度により支給。
5	消防団の招集・出動体制	合併時	豊川市に統一	
6	消防団消防操法大会	合併時	豊川市に統一	
7	消防団観閲式	合併時	豊川市に統一	
8	消防団行事・訓練	合併時	豊川市に統一	
9	消防団の被服管理	合併時	豊川市に統一	
10	消防団詰所借地料	—	現行のとおり	旧一宮町及び御津町で該当。
11	消防団維持管理	合併時	豊川市に統一	
12	消防団の表彰に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	屋外ホース格納箱等設置に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	消防事務委託料の支払いに関する事務	合併時	廃止	
15	豊川宝飯防火安全協会補助金	合併時	豊川市に統一	
16	自警団運営事業助成金	合併時	豊川市に統一	現状では、豊川市のみ該当。
17	音羽町消防団後援会	合併時	廃止	音羽町のみ実施。
18	消火栓維持管理・設置に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会

分科会名：防災対策分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	防災関係機関及び団体等との協力協定	合併時	新制度を構築	
2	防災ボランティアに関する事務	合併時	豊川市に統一	
3	防災会議に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	災害対策本部に関する事務	合併時	新制度を構築	
5	防災計画に関する事務	合併後速やか	新計画を策定	
6	防災備蓄品等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	防災行政無線に関する事務	当面	現行のとおり	
8	防災情報等の伝達に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	防災に関するパンフレット等の作成・配布に関する事務	合併後速やか	新制度を構築	防災計画修正後に新規作成。
10	自主防災組織への補助金に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	自主防災会の育成に関する事務	合併時	豊川市に統一	
12	防災訓練等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	地震災害警戒本部に関する事務	合併時	新制度を構築	
14	防災倉庫の管理に関する事務	合併後	豊川市に統一	
15	新総合通信ネットワークシステム	当面	現行のとおり	
16	非常配備体制	合併時	新制度を構築	
17	国民保護に関する事務	合併後速やか	新制度を構築	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会

分科会名：契約検査分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	業者登録に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川方式を選択し、経過措置を設ける。
2	物品購入に関する事務	合併時	豊川市に統一	
3	物品調達基金に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	工事等の入札・契約事務	合併時	豊川市に統一	
5	工事・委託業務の入札・契約に関する事務（随意契約）	合併時	豊川市に統一	
6	入札等審査委員会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	談合情報に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	指名停止に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	工事等完了検査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	入札契約情報の公開に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：市民税分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	市町県民税の均等割非課税の範囲	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
2	市町県民税の納期	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
3	市税に関する諸様式	合併後	豊川市に統一	
4	納期前納付報奨金	合併時	豊川市に統一	
5	督促手数料	合併後	豊川市に統一	音羽町のみ実施。
6	軽自動車税の納期	合併時	豊川市に統一	
7	入湯税	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：総務部会
分科会名：資産税分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	固定資産税・都市計画税（税率・納期）	合併後	豊川市に統一	納期は、平成20年度から統一。御津町の都市計画税率については、不均一課税を適用。（20年度0.2%・21年度0.25%）
2	固定資産税・都市計画税賦課事務	合併後	豊川市に統一	
3	償却資産税賦課事務	合併後	豊川市に統一	
4	課税資料等の整備	合併後	豊川市に統一	
5	固定資産税及び都市計画税の減額、減免に関する事務	合併後	豊川市に統一	
6	口座振替の領収書発行	合併後	豊川市に統一	
7	証明書の発行	合併時	豊川市に統一	
8	固定資産の評価に関する事務	合併後	豊川市に統一	
9	固定資産評価員	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：市民分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	自衛官募集に関する事務	合併時	豊川市に統一	
2	人口動態調査事務	合併時	豊川市に統一	
3	相続税法第58条に基づく通知事務	合併時	豊川市に統一	
4	戸籍発収簿等記載事務	合併時	豊川市に統一	
5	住民基本台帳法に基づく通知事務	合併時	豊川市に統一	
6	住民基本台帳に関する統計事務	合併時	豊川市に統一	
7	印鑑登録等に関する事務	合併後	豊川市に統一	2町については、豊川市方式へ早期に統合するために、一宮町の引換交付満了日（平成21年1月31日）まで、特例の新規交付方法を設ける。
8	外国人登録原票作成事務	合併時	豊川市に統一	豊川市本庁に統合し、2町は廃止。
9	外国人登録証明書の作成、交付事務	合併時	豊川市に統一	豊川市本庁に統合し、2町は廃止。
10	各種証明書等の発行に係る受付、作成及び交付に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	既決犯罪事件等通知の整理事務	合併時	豊川市に統一	
12	破産者、成年被後見人に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	特別永住許可事務	合併時	豊川市に統一	豊川市本庁に統合し、2町は廃止。
14	住民異動届出に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	埋火葬の許可に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	自動車の臨時運行許可事務	合併時	豊川市に統一	
17	手数料収納事務	合併時	豊川市に統一	
18	住民基本台帳ネットワーク	合併時	豊川市に統一	豊川市本庁に統合し、2町は廃止。ただし、広域交付の住民票については、FAX対応で運用する。
19	公的個人認証サービス	合併時	豊川市に統一	豊川市本庁に統合し、2町は廃止。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：福祉分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	障害者手当	合併時	豊川市に統一	合併までに各町で平成20年1月分までの手当を支給する。 平成19年中に各町で所得調査を実施する。
2	生活保護に関する事務	合併時	豊川市に統一	合併時、愛知県東三河事務所からケース移管をする。
3	行旅病人及び行旅死亡人の措置に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	法外援護及び援助に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	民生・児童委員	合併時	豊川市に統一	2町の民生委員推薦会については、合併前に解散。推薦会委員に解職辞令交付。
6	民生委員児童委員協議会連絡会	合併時	豊川市に統一	合併時に、2町の民生委員児童委員の事務局は社会福祉協議会の所管とする。2町の民生・児童委員協議会は単位民協として、豊川市民生・児童委員協議会に加入。2町の民生・児童委員協議会会長は連絡会(会長会)に加入。
7	宝飯民生委員連盟	合併時	廃止	合併に伴い、宝飯郡民生委員連盟の組織は、解散となる。
8	民生委員児童委員協議会連絡会交付金	合併時	豊川市に統一	
9	民生委員児童委員協議会宿泊研修補助	合併時	豊川市に統一	
10	障害者入浴施設	合併時	豊川市に統一	
11	福祉有償運送運営協議会	合併時	豊川市に統一	合併に伴い、宝飯郡福祉有償運送運営協議会から脱退する。
12	コミュニケーション支援事業	合併時	豊川市に統一	
13	諏訪西地域活動支援センター事業	合併時	豊川市に統一	
14	障害者交通料金助成事業	合併時	豊川市に統一	19年度タクシーチケット交付済分については、現行どおり。
15	在宅重度身体障害者訪問審査	合併時	豊川市に統一	
16	障害者及び障害福祉計画	合併時	豊川市に統一	障害者福祉計画については、平成22年度に見直しを検討。
17	戦没者追悼式	合併時	廃止	豊川市平和祈念式典として開催。
18	ガイドヘルパー派遣事業	合併時	豊川市に統一	
19	身体障害者相談事業	合併時	豊川市に統一	
20	知的障害者相談事業	合併時	豊川市に統一	
21	在日外国人障害者福祉手当支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
22	特別障害者手当支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：福祉分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
23	障害児福祉手当支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
24	経過的福祉手当支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	在宅重度障害者手当関係に関する事務	合併時	豊川市に統一	
26	訪問入浴サービス事業	合併時	豊川市に統一	
27	障害者歯科健診事業	合併時	豊川市に統一	
28	障害者歯科診療事業	合併時	豊川市に統一	
29	障害者住宅整備資金償還利子補給	—	現行のとおり	17年度以降は新規の受付をしていないため、合併後においても2町該当なし。
30	重度身体障害者日常生活用具給付事業	合併時	豊川市に統一	
31	身体障害者自動車改造費助成事業	合併時	豊川市に統一	
32	有料道路通行料割引申請受付	合併時	豊川市に統一	
33	身体障害者手帳関係事務	合併時	豊川市に統一	
34	身体障害者入所措置に関する事務	合併時	豊川市に統一	
35	知的障害者入所措置に関する事務	合併時	豊川市に統一	
36	更生医療関係事務	合併時	豊川市に統一	
37	補装具交付関係事務	合併時	豊川市に統一	
38	グループホーム補助金	合併時	豊川市に統一	
39	療育手帳関係事務	合併時	豊川市に統一	
40	心身障害者小規模授産施設事業	合併時	豊川市に統一	
41	心身障害者高校奨学生技能習得奨励金関係事務	合併時	豊川市に統一	
42	特別弔慰金・特別給付金に関する事務	合併時	豊川市に統一	
43	戦傷病者補装具支給修理関係事務	合併時	豊川市に統一	
44	戦傷病者JR無賃乗車（船）券引換証交付事務	合併時	豊川市に統一	
45	災害見舞金支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
46	障害者団体との連絡調整に関する事務	合併時	豊川市に統一	
47	豊川宝飯社明運動実施委員会補助	合併時	豊川市に統一	
48	更生保護団体（保護司会・更生保護女性会・BBS会・東三更生保護会）補助	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：福祉分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
49	遺族連合会補助	合併時	豊川市に統一	
50	障害福祉サービス費に係る支給決定事務	合併時	豊川市に統一	
51	移動支援・日中一時支援に係る支給決定事務	合併時	豊川市に統一	
52	障害福祉サービス費等支払事務	合併時	豊川市に統一	
53	移動支援・日中一時支援に係る支払事務	合併時	豊川市に統一	
54	社会福祉功労者顕彰式	合併時	豊川市に統一	
55	生活福祉資金償還利子補給補助	—	現行のとおり	17年度以降は新規の受付をしていないため、合併後においても2町該当なし。
56	各種表彰推薦関係事務	合併時	豊川市に統一	
57	精神障害者保健福祉手帳関係事務	合併時	豊川市に統一	
58	自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
59	地域活動支援センター関係事務	合併時	豊川市に統一	
60	障害者自立支援協議会	合併時	豊川市に統一	
61	地域福祉計画	合併時	豊川市に統一	
62	障害者福祉大会・体育祭・社会見学補助事業	合併時	豊川市に統一	
63	地域福祉権利擁護事業補助	合併時	豊川市に統一	
64	地域福祉サービスセンター事業補助	合併時	廃止	
65	障害者居宅介護等事業補助	合併時	豊川市に統一	
66	精神障害者等居宅介護等事業補助	合併時	豊川市に統一	
67	社会福祉協議会人件費補助	合併時	豊川市に統一	
68	成年後見制度利用事業	合併時	豊川市に統一	
69	豊川市社会福祉会館管理委託	—	現行のとおり	
70	関係団体等事務局	合併時	豊川市に統一	
71	献血推進協議会	合併時	豊川市に統一	
72	日赤関係事務	合併時	豊川市に統一	
73	社会福祉施設整備に関する補助事業	合併時	豊川市に統一	
74	身体障害者介護用品券給付事業	—	現行のとおり	旧一宮町合併時の経過措置のため、合併後においても2町該当なし。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：福祉分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
75	手話講習会（中級）	合併時	豊川市に統一	
76	更生訓練費支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
77	特別児童扶養手当に関する事務	合併時	豊川市に統一	
78	児童デイサービスセンター（ひまわり園）に関する事務	合併時	豊川市に統一	
79	ハート・イン・東三河に関する事務	合併時	豊川市に統一	
80	NHK放送受信料免除証明書交付に関する事務	合併時	豊川市に統一	
81	愛知県心身障害者扶養共済制度に関する事務	合併時	豊川市に統一	
82	災害時要援護者支援制度に関する事務	合併時	豊川市に統一	
83	自立支援認定審査会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
84	障害程度区分認定調査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
85	発達障害者圏域支援体制整備事業に関する事務	合併時	豊川市に統一	
86	重度身体障害児・者理容事業に関する事務	合併時	豊川市に統一	
87	心身障害者小規模授産施設通所負担金に関する事務	合併時	廃止	
88	障害者自立支援対策臨時特例基金事業	合併時	豊川市に統一	
89	原爆被爆者援護補助金	合併時	廃止	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：子ども分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	次世代育成支援対策地域行動計画進行管理事務	合併時	豊川市に統一	2町の計画は、地区計画として位置付け、協議会の開催、進行管理を別には行わない。 平成22年度からの後期計画から統合する。
2	放課後児童健全育成事業（学童保育・児童クラブ）	合併後	新制度を構築	合併する年度及び20年度は現行のとおりとし、新市において制度のあり方について検討する。
3	児童館管理運営事業	合併時	新制度を構築	音羽町の中央児童館は「あかさか児童館」に名称変更し存続、20年度までは直営とする。長沢児童館は廃止する。 御津町の西部児童館は「あかね児童館」、佐脇児童館は「さわき児童館」、北部児童館は「ひろいし児童館」に名称変更し存続、20年度までは豊川市社会福祉協議会の指定管理とする。「さわき児童館」は「あかね児童館」の分館とする。
4	児童遊園・ちびっこ広場整備事業	合併時	新制度を構築	音羽町の児童遊園（2か所）は市児童遊園条例に位置付けない。 御津町の児童遊園は8か所、ちびっこ広場は10か所を児童遊園条例に位置付ける。
5	子育て支援センター事業	合併後	新制度を構築	19年度中は現行どおり。20年度から豊川方式に統一。 「子育てサロン」事業は継続。
6	ファミリー・サポート・センター事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
7	つどいの広場事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
8	児童相談等事業（児童虐待防止事業）	合併時	豊川市に統一	
9	育児支援家庭訪問事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
10	家庭児童相談室運営事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
11	児童委員、主任児童委員との連絡に関する事務	合併時	豊川市に統一	
12	子育て支援事業	合併後	豊川市に統一	19年度中は現行どおり。 20年度から豊川方式に統一。
13	子育て短期支援事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
14	児童福祉施設歳末慰問事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
15	児童手当支給事務	合併時	豊川市に統一	
16	児童扶養手当事務	合併時	豊川市に統一	
17	愛知県遺児手当事務	合併時	豊川市に統一	
18	単独遺児手当事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：子ども分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
19	助産施設への入所に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
20	母子生活支援施設への入所に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
21	母子自立支援員相談事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
22	母子自立支援給付金支給事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
23	母子家庭等日常生活支援事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
24	母子寡婦福祉会との連絡に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	保育の実施に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
26	延長保育事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。音羽町と御津町においては、指定園方式で各1園は午前7時30分から午後7時30分まで実施。音羽町の指定園は、赤坂台保育園とし、御津町の指定園は、御津南部保育園とする。
27	障害児保育事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。音羽町と御津町においても指定園方式とし、音羽町は赤坂台保育園、御津町は御津北部保育園で実施する。
28	一時的保育事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市に統一。音羽町及び御津町においても指定園方式とし、音羽町は長沢保育園、御津町は御津西部保育園で実施する。
29	乳児保育事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。施設状況により受け入れ不可能な場合については新市において調整。
30	休日保育事業	合併時	豊川市に統一	
31	保護者負担金賦課徴収事務	合併後	豊川市に統一	合併時に豊川市の保育料に統一して保育料決定通知書を送付する。ただし、平成19年度分の保育料の納期限・口座振替日については、経過措置を設けて対応する。また、書類等の様式も経過措置を設ける。平成20年4月からは、豊川市方式に全面移行する。
32	公立保育所整備事業	合併時	豊川市に統一	
33	公立保育所施設管理事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：子ども分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
34	保育所の運営に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。通常保育時間は、平日は、午前8時から午後4時までとし、土曜日は午前8時から正午までとし、閉園はしない。 私的契約児については、現在入所している児童は継続。利用料については、合併時に豊川市の利用料とする。
35	保育システムに関する事務	合併時	豊川市に統一	平成20年度から統一。
36	公立保育所職員（正規職員、臨時職員、パート職員）に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。また、豊川市の配置基準により職員配置を行う。
37	保育連絡協議会	合併時	豊川市に統一	合併時から豊川市方式により実施。個人会費について、公費負担は廃止。宝飯郡保育事業協会及び音羽町、御津町保育協会については、合併時に解散。
38	園児服	当面	現行のとおり	当分の間現在のものを着用可とする。
39	公立保育所の経理事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。予算は各園に配当し、各園で支出調書を作成し、支払事務を行う。
40	公立保育所維持管理業務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
41	保育所入所児童・乳児の健康管理	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
42	保育所の給食	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
43	保育所の保育内容	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
44	公立保育所職員研修	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
45	乳幼児健全育成相談事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
46	民間保育所に対する補助	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市方式により実施。
47	私立幼稚園就園奨励費補助事業	合併時	豊川市に統一	
48	保護者負担軽減（主食代無料化事業）	合併時	廃止	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会
分科会名：保険年金分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	国民健康保険料（税）	合併後	豊川市に統一	国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。保険料率については、豊川市の例により統一する。ただし、現在の音羽町及び御津町の地域については、平成21年度まで不均一の賦課とする。
2	精神障害者医療費支給（2分の1助成）	合併時	豊川市に統一	
3	先天性代謝異常者に対する食事療養費助成事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。合併時から市域全体で実施。
4	出産育児一時金受領委任払事務	合併時	豊川市に統一	
5	結核医療付加金に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。合併時から市域全体で実施。
6	減免申請事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。平成19年度は、豊川市、旧音羽町の各条例に基づき実施する（旧御津町は未実施）。
7	健診事業	合併時	豊川市に統一	旧音羽町で合併後に計画されている事業（人間ドック）については、実施する。
8	保険料（税）返還金取扱事務	合併時	豊川市に統一	
9	国民健康保険運営協議会	合併時	豊川市に統一	
10	被保険者証更新・検認に関する事務	合併時	豊川市に統一	本庁で全市分を実施する。
11	健康優良世帯に関する事務	合併時	豊川市に統一	
12	短期被保険者証交付に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	資格証明書交付に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	高額療養費支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	医療費通知事務	合併時	豊川市に統一	
16	国保ヘルスアップ事業（事務手続関係）	合併後	廃止	音羽町のみ実施。平成19年度で廃止。
17	国保電算関係業務（国保料（税）計算関係）	合併時	豊川市に統一	
18	老人保健医療費通知事務	合併時	豊川市に統一	
19	精神障害者医療費支給（法54条関係）に関する事務	合併時	豊川市に統一	
20	保健事業	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会
分科会名：介護高齢分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	老人クラブ運営費補助	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
2	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
3	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	合併時	豊川市に統一	
4	配食サービス事業	合併時	豊川市に統一	
5	緊急通報体制等整備事業	合併後	豊川市に統一	音羽町については、豊川市と同事業者につき合併時の変更契約とするが、御津町については、2月末までの変更契約とし、順次機器等の切替作業を行う。
6	日常生活用具給付等事業	合併時	豊川市に統一	
7	一人暮らし老人ガス安全対策事業	合併時	豊川市に統一	
8	高齢者住宅整備資金償還利子補給事業	—	現行のとおり	2町では実施しておらず、新規の受付は行っていないことから新規対象者はいない。
9	生活管理指導事業(短期宿泊)	合併時	豊川市に統一	
10	徘徊高齢者家族支援サービス事業	合併時	豊川市に統一	
11	要介護高齢者介護用品支給事業	合併時	豊川市に統一	2町の旧制度については、12月分まで支給し、合併月以降の対象者については、新市で支給する。上乘せ分である要介護4・5の在宅高齢者で市民税非課税の世帯の方については、新たに申請書を提出していただき支給する。
12	要介護高齢者・重度身体障害者訪問理容サービス事業	合併時	豊川市に統一	2町分については、12月～3月分の1枚分(4,000円相当)を民生委員を通じて配布。
13	生きがい活動支援通所事業(予防事業)	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
14	生活管理指導員派遣事業	合併時	豊川市に統一	
15	敬老金品支給事業	合併時	豊川市に統一	
16	介護者リフレッシュ事業	合併時	豊川市に統一	
17	家族介護慰労金支給事業	合併時	豊川市に統一	
18	在日外国人高齢者福祉手当支給事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
19	高齢者住宅安全確保事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
20	豊川市ゆうあいの里の管理	—	現行のとおり	
21	介護保険事業計画策定	合併後	新計画を策定	平成20年度まで各市町の計画を継続し、平成20年度中に新計画を策定する。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会
分科会名：介護高齢分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
22	介護保険事業計画策定委員会	合併時	新制度を構築	平成19年度に計画策定委員会を立ち上げる時点で2町の委員を取り込む(各町2名ずつ)。
23	介護保険条例・規則・事務要綱	合併時	豊川市に統一	
24	第1号被保険者の資格に関する事務	合併後	豊川市に統一	新被保険者番号は平成20年2月1日から適用する。新被保険者証は、合併後月末までに送付する。
25	介護保険施設入所者の住所地特例	合併時	豊川市に統一	
26	高額介護(介護予防)サービス費の支給	合併時	豊川市に統一	
27	居宅介護住宅改修費の支給	合併時	豊川市に統一	
28	住宅改修支援事業	合併時	豊川市に統一	
29	居宅介護福祉用具購入費の支給	合併時	豊川市に統一	
30	介護保険仮算定処理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
31	介護保険本算定処理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
32	介護保険月次処理事務に関する事務	合併時	豊川市に統一	
33	第1号被保険者の保険料の徴収に関する事務	合併時	豊川市に統一	
34	第1号被保険者の保険料の特別な理由による減免及び徴収猶予に関する事務	合併時	豊川市に統一	
35	第1号被保険者の介護保険料の督促及び催告	合併時	豊川市に統一	平成19年度第5期分の督促状は、合併後に豊川市分と一緒に発布する。音羽町の督促手数料は、第5期分より廃止する。
36	第1号被保険者の介護保険料の滞納処分	合併時	豊川市に統一	
37	パンフレット・チラシ作成	合併時	豊川市に統一	
38	介護保険審査会	合併時	豊川市に統一	音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯郡認定審査会を脱退する。審査会委員を10名増員する。
39	介護認定訪問調査	合併時	豊川市に統一	
40	介護保険関係事業者連絡協議会	—	現行のとおり	
41	介護相談員の派遣事業	合併時	豊川市に統一	
42	国民健康保険団体連合会苦情処理業務	合併時	豊川市に統一	
43	第1号被保険者の過誤納保険料の還付・充当	合併時	豊川市に統一	
44	災害時要援護者等家具転倒防止器具取付等事業	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会
分科会名：介護高齢分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
45	成年後見制度事業	合併時	豊川市に統一	
46	老人憩の家	合併後	豊川市に統一	
47	ボランティア地域介護支援事業委託事務	合併時	廃止	社会福祉事業に転換。
48	在宅ねたきり高齢者等介護者手当給付	合併時	廃止	
49	シルバー人材センター運営費補助	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
50	いかまい館送迎バス運行	当面	現行のとおり	合併後、新市において検討。
51	社会福祉法人軽減措置事業	合併時	豊川市に統一	
52	地域密着型サービス事業者等の指定事務	合併時	豊川市に統一	
53	地域密着型サービス事業者の指導、監査事務	合併時	豊川市に統一	
54	指定介護予防支援事業者の指定事務	合併時	豊川市に統一	
55	介護保険事業運営協議会	合併時	豊川市に統一	御津町の委員は、合併時に失職する。合併後、新たな委員を委嘱する(各町1名づつ)。
56	地域包括支援センター運営事業	合併後	新制度を構築	平成20年4月1日から旧音羽町の委託業者を民間事業者から社会福祉協議会に変更する。 第4期介護保険事業計画により日常生活圏及び箇所数について再編を行う。
57	金婚・ダイヤモンド婚事業	合併時	廃止	
58	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業	合併時	豊川市に統一	平成20年6月末で制度終了。
59	負担限度額認定及び特定負担限度額認定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
60	介護保険料	合併後	新制度を構築	合併年度及び平成20年度は現行のとおりとし、平成21年度からは新市における介護保険事業計画の中で決定。ただし、市内転居により保険料が高くなる場合は、転居前の低い保険料とする。
61	音羽町福祉保健センター	合併後	新制度を構築	デイサービスセンターについては平成20年度までは社会福祉協議会へ指定管理。 高齢者生きがい活動施設については合併時から直営。
62	団体（老人クラブ等）の送迎	合併時	豊川市に統一	音羽町及び御津町のマイクロバスについては廃止。
63	老人措置事業	合併時	豊川市に統一	
64	独居高齢者・高齢者世帯一覧表作成	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会
分科会名：介護高齢分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
65	福祉乗合タクシー運行事業	当面	現行のとおり	合併後、新市において検討。
66	老人白内障特殊眼鏡等購入費助成事業	合併時	廃止	
67	防火訪問	合併時	豊川市に統一	
68	介護予防手帳の配布	合併時	豊川市に統一	
69	家庭介護者等養成研修	合併時	豊川市に統一	
70	おむつに係る費用の医療費控除の証明 (2年目以降)に関する事務	合併時	豊川市に統一	
71	高齢者の所得税法及び地方税法上の障 害者控除の証明に関する事務	合併時	豊川市に統一	
72	御津町福祉保健センター	合併後	新制度を構築	嘱託職員等による直営。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：保健センター分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	保健事業の企画・調整・啓発	合併時	豊川市に統一	
2	保健情報の広報	合併時	豊川市に統一	
3	健康データバンクシステム	合併時	豊川市に統一	
4	保健対策推進協議会	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
5	ケース検討に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
6	栄養教室	合併時	豊川市に統一	
7	精神保健事業に関する事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
8	母子保健計画	合併時	豊川市に統一	
9	母子手帳	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
10	妊産婦・乳児健診（医療機関健診）	合併時	豊川市に統一	
11	4か月児健診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
12	2歳児歯科健診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
13	1歳6か月児健診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
14	3歳児健診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
15	妊産婦・乳幼児歯科健診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
16	相談事業（母子）	合併時	豊川市に統一	
17	教育事業（母子）	合併時	豊川市に統一	
18	訪問指導（母子）	合併時	豊川市に統一	
19	緊急体制・啓発（エイズ・〇157外）	合併時	豊川市に統一	
20	健康手帳	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
21	健康相談（老健）	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
22	健康教育（老健）	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
23	機能訓練教室	合併時	廃止	
24	訪問指導（成人）	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
25	胃がん検診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
26	大腸がん検診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会
分科会名：保健センター分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
27	肺がん検診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
28	乳がん検診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
29	子宮頸部がん健診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
30	人間ドック	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
31	歯周病検診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
32	骨粗しょう症検診	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
33	予防接種計画・準備・事後処理（廃棄物・健康被害）	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
34	ポリオ予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
35	三種混合予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
36	B C G 予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
37	麻しん予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
38	風しん予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
39	日本脳炎予防接種事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
40	二種混合予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
41	インフルエンザ予防接種	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
42	予防接種実施依頼事業	合併時	豊川市に統一	
43	医師の調整（契約）	合併時	豊川市に統一	
44	健康フェスティバル等	合併時	豊川市に統一	
45	自動血圧計等設置事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
46	豊川市休日夜間急病診療所	－	現行のとおり	
47	豊川市休日夜間急病診療所運営協議会	－	現行のとおり	
48	豊川市訪問看護ステーション	－	現行のとおり	
49	豊川市訪問看護ステーション運営協議会	－	現行のとおり	
50	豊川宝飯医師会補助金（休日診療所・在宅当番）	合併時	豊川市に統一	
51	在宅当番医制運営業務委託	合併時	豊川市に統一	
52	在宅当番医制運営費補助金	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：健康福祉部会

分科会名：保健センター分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
53	豊川宝飯医師会館運営費補助金	－	現行のとおり	
54	休日夜間診療所（歯科）運営費補助金	－	現行のとおり	
55	豊川歯科医療センター運営費補助金	－	現行のとおり	
56	健康づくり食生活改善協議会補助金	合併後	廃止	19年度限りで廃止
57	住民健康診査	合併時	豊川市に統一	
58	女性のミニドッグ	合併後	廃止	平成20年度より他の事業に振替える。
59	車検診	合併時	豊川市に統一	
60	歯周病検診（さつき）	合併時	豊川市に統一	
61	歯科健康診査	合併時	豊川市に統一	
62	さつき健診	合併時	豊川市に統一	
63	肝炎二次検診	合併時	豊川市に統一	
64	前立腺がん検診	合併時	豊川市に統一	
65	保健センター運営管理	合併後	新制度を構築	音羽町のディサービスセンターは、現行と同じく指定管理者を継続。高齢者生きがい活動センターは、指定管理者を廃止し、保健センターにて直接管理する。御津町は、現行と同じ。
66	健康づくり	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
67	こんにちは赤ちゃん事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会

分科会名：農務分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	自然公園事務	合併時	豊川市に統一	
2	農業構造改善事業（経営構造対策事業）	合併時	豊川市に統一	
3	豊川総合用水事業負担金	合併時	豊川市に統一	負担金対象を受益面積とする。
4	農業対策事業に係る事務（担い手総合支援事業）	合併時	豊川市に統一	担い手総合支援協議会の規約改正が必要。
5	地域農業マスタープラン事務（地域農業アクションプログラム）	合併時	豊川市に統一	地域農業マスタープランの規約改正を行う。
6	農業経営基盤の強化にかかると事務	合併後速やか	新計画を策定	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一本化を図る。
7	認定農業士に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	農業振興地域整備計画指定区域に係る定期見直し事務	合併後速やか	新計画を策定	一本化を図る。
9	農業振興地域整備計画の農業委員会との調整事務	合併時	豊川市に統一	
10	農業振興地域整備計画変更（個別案件）事務	合併時	豊川市に統一	音羽町、御津町の農振図を本庁にも備える。
11	畜産関係事務	合併時	豊川市に統一	
12	家畜伝染予防事務	合併時	豊川市に統一	
13	市町単独農業振興補助金・畜産振興対策事業補助事務	合併後	新制度を構築	平成20年度から豊川市畜産振興会として一本化。
14	総合有機センター建設に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	地区水田農業経営確立対策協議会に関する事務	合併時	新制度を構築	
16	農事組合・生産組合に関する事務	合併後	新制度を構築	
17	米生産調整推進対策事業に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成21年度まで、各地域の施策を存続。
18	水田台帳管理事務	合併後速やか	豊川市に統一	農家台帳の新システム導入までは旧システムで対応。
19	市町村単独農業振興補助金・農業近代化資金利子補給金事務	合併後	豊川市に統一	新規借入者と既借入者を区別する。
20	農業特別融資制度、農業制度資金事務	合併時	豊川市に統一	
21	市町単独農業振興補助金・林業従事者中小企業退職金共済制度加入促進事業補助事務	合併時	豊川市に統一	
22	被害跡地等造林事業費補助事務	合併時	豊川市に統一	
23	林業振興計画の作成事務	合併後	新計画を策定	
24	林地開発許可事務	合併時	豊川市に統一	
25	保安林事務	合併時	豊川市に統一	
26	山林伐採及び造林に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会

分科会名：農務分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
27	治山に関する事務	合併時	豊川市に統一	
28	各種証明書交付事務	合併時	豊川市に統一	
29	農地法許可・届出事務	合併時	豊川市に統一	
30	農業委員会本会議(豊川市) 農業委員会総会事務(音羽町・御津町)	合併時	豊川市に統一	
31	農業委員会常任委員会(豊川市) 農業委員会予備(事前)審査会事務(音羽町・御津町)	合併時	豊川市に統一	音羽・御津地区の常任委員を選出し、常任委員会を設置。
32	農地相談事務	合併時	豊川市に統一	
33	国有農地の管理事務	合併時	豊川市に統一	
34	農業委員会補助金事務	合併時	豊川市に統一	
35	農業委員の定数及び任期の取扱い	合併時	豊川市に統一	音羽町及び御津町の農業委員会の選挙による委員は、これらの者であらかじめ互選した者(音羽町2名、御津町4名)について、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、豊川市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとする。
36	東三河農業共済組合に関する事務(宝飯地区農業共済組合との連絡事務)	合併時	豊川市に統一	
37	東三河農業共済組合(宝飯地区農業共済組合補助事務)	合併時	豊川市に統一	平成21年度までの補助。平成22年度以降は廃止。
38	農家基本台帳管理事務	合併後	豊川市に統一	豊川市のシステム導入までは現行の各市町のシステムで対応し、平成20年度から実施する。
39	野菜生産出荷・価格安定対策事業に係る事務	合併時	豊川市に統一	
40	園芸農産(主に野菜、花き)に係る事務	合併時	豊川市に統一	
41	林道等の災害復旧事務	合併時	豊川市に統一	
42	林道等の開設・整備事務	合併時	豊川市に統一	
43	林道等の維持管理事務	合併後	新制度を構築	
44	林道等の公有財産の管理事務	合併時	豊川市に統一	
45	土地改良事業の基本計画に関する事務	合併後	新計画を策定	
46	用排水路の公有財産の管理事務	合併時	豊川市に統一	
47	農業用施設の災害復旧事業事務	合併時	豊川市に統一	
48	土地改良区に関する事務	合併後	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会

分科会名：農務分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
49	豊川用水施設の維持管理事務	合併後	新制度を構築	
50	土地改良区の工事設計・施工・指導監督事務	合併時	豊川市に統一	
51	土地改良事業等負担金・市町土地改良区補助事務	合併後	豊川市に統一	
52	鳥獣保護及び有害鳥獣駆除に関する事務	合併後	新制度を構築	平成20年度に再編。
53	排水機場の運転・維持管理事務	合併時	豊川市に統一	
54	県営事業に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	既に事業執行中のものは従前の方式で実施する。
55	用排水路の維持管理事務	合併後	豊川市に統一	
56	ため池の維持管理事務	合併時	豊川市に統一	
57	市町単独農業振興補助金・農業経営士活動事業費補助事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
58	市町単独農業振興補助金・青年農業士活動事業費補助事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
59	市町単独農業振興補助金・農業後継者活動事業費補助金事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
60	農村生活アドバイザーに関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
61	市町単独農業振興補助金・農業用ビニール処理対策費補助金事務	合併後速やか	新制度を構築	
62	食の安全安心システム構築事業費補助	合併時	豊川市に統一	
63	市町単独農業振興補助金・農業振興事業	合併後速やか	新制度を構築	
64	豊川総合用水地区かんがい排水事業費補助	合併時	豊川市に統一	負担金対象を受益面積とする。
65	豊川用水緊急改築事業負担金	合併時	豊川市に統一	負担金対象を受益面積とする。
66	豊川総合用水建設事業負担金	合併時	豊川市に統一	負担金対象を受益面積とする。
67	森林施業計画認定事務	合併時	豊川市に統一	
68	農林水産業関係建設事業等に対する地元協力金に関する事務	当面	現行のとおり	一定の時期に見直しを検討する。
69	農林業施設修繕にかかる原材料支給に関する事務	合併時	豊川市に統一	
70	単県土地改良事業に関する事務	合併時	豊川市に統一	
71	農道工事の設計及び施工に関する事務	合併時	豊川市に統一	
72	農業用加温施設省エネルギー対策事業費補助に関する事務	合併後	廃止	平成19年度限りで廃止。
73	集落センター等維持管理費補助に関する事務	合併後	廃止	20年度のみ補助。21年度以降は廃止。
74	集落センター等の修繕等に関する事務	合併時	廃止	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会

分科会名：農務分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
75	農村広場に関する事務	合併時	新制度を構築	広場については子ども課に移管。樋門は従前どおり農務課が所管。
76	農地・水・環境保全向上対策に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町については営農活動（環境）を加えた支援の実施。
77	農地・水・環境保全向上活動推進交付金に関する事務	合併時	豊川市に統一	
78	樋門の点検及び操作業務受託事務に関する事務	合併時	新制度を構築	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会

分科会名：商工分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	企業立地奨励金	合併後速やか	新制度を構築	合併時点で旧市町の制度で既に認定を受けた企業は、従前の制度で奨励金の交付を行う。
2	コミュニティバスに関する事務	合併後	新制度を構築	新市に引き継ぐものとする。新市において、総合的な公共交通施策の検討を行うものとする。
3	商工会議所及び商工会に関する事務	合併時	豊川市に統一	商工会については、商工会の合併も含め、経費削減等合理化を検討するよう働きかけるものとする。
4	勤労者住宅資金融資制度	合併時	豊川市に統一	
5	勤労者福祉促進資金に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町・御津町については、合併前に「決済用預金」に変更。
6	勤労者文化体育事業補助金	合併時	豊川市に統一	
7	職業能力開発専門学院事業補助金	合併時	豊川市に統一	
8	優良従業員等表彰事業に関する事	合併時	豊川市に統一	
9	中小企業退職金共済等加入促進補助金	合併時	豊川市に統一	
10	商工業振興資金融資制度	合併時	豊川市に統一	御津町の三河信用組合も引き続き取扱金融機関とする。
11	小規模事業資金融資制度	合併時	豊川市に統一	御津町の三河信用組合も取扱金融機関に含める。
12	開業事業転換資金融資制度	合併時	豊川市に統一	
13	設備近代化資金融資制度	合併時	豊川市に統一	
14	中小企業協同組合等事業資金融資制度	合併時	豊川市に統一	
15	事業資金信用保証料補助金	合併時	豊川市に統一	
16	商工業振興資金等利子補給補助金	合併後	廃止	平成19年度限りで廃止。
17	中小企業振興対策事業補助金	合併時	豊川市に統一	
18	商店街連盟補助金	合併時	豊川市に統一	
19	商業団体等事業費補助金	合併時	豊川市に統一	
20	新技術導入研修費等補助金	合併時	豊川市に統一	
21	商工名鑑作成事業費補助金	—	現行のとおり	
22	発明考案相談に関する事務	合併時	豊川市に統一	
23	バス路線運行対策事業に関する事務	合併後	新制度を構築	
24	計量に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	消費生活モニターに関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会

分科会名：商工分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
26	消費生活相談に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町の消費生活アドバイザーは合併時に終了。
27	消費生活講座に関する事務	合併時	豊川市に統一	
28	生活学校に関する事務（生活学校等補助金も含む）	合併時	豊川市に統一	音羽町のグループ音羽はグループ豊川に加わる。
29	地方バス路線維持費補助事業	合併時	豊川市に統一	
30	観光関係団体に関する事務	合併時	豊川市に統一	
31	観光物産等宣伝に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町・御津町の部分を加えて、豊川市の事業を引き続き実施する。
32	観光イベントの補助に関する事務	合併後	廃止	音羽町のみ実施。補助制度については、音羽のまちづくりに対する補助のみ平成21年度まで実施。その他については今後も観光協会が支援。
33	市民まつり・町民まつりの補助に関する事務	合併時	豊川市に統一	町民まつりについては廃止。
34	歴史的財産赤坂宿を考えるプロジェクト会議に関する事務	合併時	廃止	旧東海道の観光活性化を図るため、赤坂、御油を含めて総合的に検討する。
35	観光協会に関する事務（観光協会事業費補助金を含む）	合併時	豊川市に統一	
36	自然遊歩道の維持管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	関連施設をそのまま引き継ぐ。遊歩道については、新市で統一したガイドマップ等を作成する。
37	公共駐車場の管理委託に関する事務	—	現行のとおり	施設をそのまま豊川市が引き継ぐ。
38	統計業務に関する事務	合併時	豊川市に統一	
39	創業再生支援相談事業費補助金	—	現行のとおり	
40	観光施設管理事務	—	現行のとおり	施設をそのまま豊川市が引き継ぐ。
41	宮路山環境ボランティアに関する事務	—	現行のとおり	宮路山の管理団体として引継ぎ、その活動を育成・支援する。
42	御津山園地桜照明管理委託に関する事務	合併時	廃止	豊川市観光協会が実施。
43	大草記念公園の管理に関する事務	—	現行のとおり	施設をそのまま豊川市に引き継ぐ。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会
分科会名：環境対策分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	騒音・振動公害に関する事務	合併時	豊川市に統一	
2	水質汚濁に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町、御津町の採水ポイントを絞って合併後も継続。
3	公害に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	環境（公害対策）審議会	合併時	豊川市に統一	
5	公害防除施設整備資金利子補助金交付事業	合併時	豊川市に統一	
6	悪臭に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町・御津町については地域指定を見直す。
7	一般廃棄物（ごみ）処理計画に関する事務	合併時	新計画を策定	ただし、申請手数料の改定について、既定の許可期間の存続についての経過措置を設ける。
8	廃棄物減量等推進審議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	「清掃の日」に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	ごみの収集事業に関する事務	合併後	新制度を構築	御津町の危険ごみの収集回数を月1回から月2回に変更。
11	資源の収集事業に関する事務	合併後	新制度を構築	音羽町の収集を毎週にする。
12	一般廃棄物最終処分場に関する事務	合併後	新制度を構築	音羽町最終処分場は廃止。
13	ごみ分別指導及び啓発に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	不法投棄防止及び苦情処理に関する事務	合併時	新制度を構築	
15	一般廃棄物の処理業の許可及び指導	合併時	豊川市に統一	ただし、許可期間については経過措置を設ける。
16	ごみ対策事業推進交付金	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。音羽町の減量推進報償費については平成19年12月で終了。
17	ごみ運搬軽トラック貸出事業	合併時	豊川市に統一	
18	犬・猫の死体処理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
19	有価物回収事業補助金	合併時	豊川市に統一	
20	資源持込み制度に関する事務	合併時	豊川市に統一	
21	一般廃棄物（し尿）処理計画に関する事務	合併時	新計画を策定	ただし、申請手数料の改定について、既定の許可期間の存続についての経過措置を設ける。
22	生活排水対策に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町の浄化槽清掃費補助については廃止。
23	浄化槽設置整備事業補助金	合併時	豊川市に統一	
24	衛生害虫対策に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	公営墓地の管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会
分科会名：環境対策分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
26	畜犬登録及び狂犬病予防に関する事務	合併時	豊川市に統一	
27	新エネルギー・省エネルギーに関する事務	合併後	豊川市に統一	
28	環境保全・環境学習に関する事務	合併時	豊川市に統一	
29	豊川市役所環境率先行動計画に関する事務	合併後	新計画を策定	
30	環境基本計画に関する事務	合併時	豊川市に統一	
31	廃棄物減量等推進員に関する事務	合併時	廃止	
32	生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器助成金	合併時	廃止	
33	環境保全協議会に関する事務	合併後	廃止	
34	衛生委員に関する事務	合併時	廃止	
35	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	合併時	廃止	
36	環境保全推進員に関する事務	合併時	廃止	
37	不法投棄廃棄物対策会議に関する事務	合併時	廃止	
38	ごみ散乱防止推進員に関する事務	合併時	廃止	
39	一般廃棄物最終処分地地元支援事業	合併時	廃止	
40	斎場会館設置地元支援事業	合併時	廃止	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会
分科会名：生活活性分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	自治区・行政区	合併後	豊川市に統一	音羽町・御津町については、平成21年度に、豊川市の連区制度を基本として組織体制の見直しを行うものとする。
2	地区集会施設建設等事業補助金	合併時	豊川市に統一	
3	連区長・町内会長への感謝状贈呈に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	町内会加入促進啓発に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	町内会連絡調整に関する事務	合併後	豊川市に統一	音羽町・御津町の役員については、平成20年度はオブザーバーとして参加。豊川市連区長会への加入は平成21年度から。
6	地域活動交付金（行政連絡等事務委託料）	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
7	防犯灯電気料金補助金	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
8	防犯灯設置費補助金	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
9	コミュニティ施策	合併時	豊川市に統一	地区市民館としての位置づけ後、地区市民館運営委員会や、連区・校区・町内会などの組織で活躍する人材育成のための講座を開催する。
10	コミュニティ推進事業費補助金	合併後	豊川市に統一	合併時に、音羽町の赤坂公民館・御津町の中央公民館以外の公民館を地区市民館施設とする。
11	コミュニティ助成事業（自治総合センター）	合併時	豊川市に統一	
12	市民活動総合補償に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	市民活動センターに関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	市民活動事業支援に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	市の木・市の花・市歌に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	市民憲章に関する事務	合併時	豊川市に統一	
17	男女共同参画推進に関する事務	合併時	豊川市に統一	
18	安全なまちづくり推進協議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
19	交通安全啓発事業	合併時	豊川市に統一	
20	交通安全高齢者レター作戦に関する事務	合併時	豊川市に統一	
21	交通安全計画	合併時	豊川市に統一	
22	交通安全啓発組織の支援に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：生活活性部会
分科会名：生活活性分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
23	交通安全指導隊に関する事務	合併後	豊川市に統一	合併時に、2町の交通安全指導隊を豊川市交通安全指導隊に編入し、それぞれ分隊とする。平成20年度中に、平成21年度以降の小中学校区ごとの分隊の編成、隊員数を検討。
24	交通安全教室に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	放置自転車対策に関する事務	合併時	豊川市に統一	
26	防犯に関する事務	合併時	豊川市に統一	
27	豊川宝飯防犯協会連合会補助金	合併時	豊川市に統一	
28	市民相談業務に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
29	人権擁護委員推薦に関する事務	合併時	豊川市に統一	
30	行政相談委員に関する事務	合併時	豊川市に統一	
31	交通指導員設置事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
32	地縁団体に関する事務	合併時	豊川市に統一	
33	文書配達業務	合併時	豊川市に統一	平成19年度中は、音羽・御津両町シルバー人材センターと委託契約。平成20年4月からは豊川市シルバーで契約。
34	防犯灯修繕費	合併後	廃止	音羽町のみ実施。平成20年度から廃止。
35	御津町下佐脇新田集会場	合併時	新制度を構築	合併時から、地元管理の施設として運用するが、浄化槽の経費、消防用設備としての経費、建物共済費などについてのみ市負担とする。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会

分科会名：都市計画分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	各種マスタープランの策定に関する事務	合併後速やか	新計画を策定	限定された地域に関する計画はそのまま存続。 対象区域が市域・町域の全域に及ぶ計画については、合併後、新市全域のバランス等を考慮して、豊川市の計画を改定する形で見直しを行う。 なお、新計画策定までの間は、それぞれ現行の計画を運用する。
2	都市計画法第53条関連事務	合併時	豊川市に統一	
3	都市計画基本図等の作成及び管理に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	合併後の早い時期に、2町域の基本図をデジタル化し、新市全域の基本図及び各種図面を整備する。
4	都市計画基礎調査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	都市計画地理情報システムの整備及び管理に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後、基本図の作成に合わせ、基本図DMデータを整備し、2町域についても、地理情報システムを活用できるようにする。
6	都市計画の決定、変更及び関連する一連の手続きに関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	合併に伴う住所表示の変更など、形式的な都市計画の変更を行う必要がある。
7	都市計画審議会	合併時	豊川市に統一	合併時に2町域に関係する委員を新たに委嘱するものとする。
8	区域区分、地域地区の決定、見直しに関する事務	合併後	豊川市に統一	
9	地区計画の策定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	都市計画道路の事業認可に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	都市計画道路網の検討に関する事務	合併時	豊川市に統一	
12	都市計画道路計画の策定の事前調査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	都市計画道路計画線の指導及び現地査定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	都市計画公園、緑地の事業認可に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	都市緑化の普及啓発に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	緑地保全及び緑化推進に関する事務	合併時	豊川市に統一	緑化推進を優先的に進める地区の検討については、新市全域のバランスを考慮する。
17	路外駐車場届出に関する県委回事務	合併時	豊川市に統一	
18	国、県補助金交付申請に関する事務	合併時	豊川市に統一	
19	都市計画道路の事業用地に関する事務	合併時	豊川市に統一	
20	都市計画道路の整備計画策定に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会

分科会名：都市計画分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
21	都市計画道路の工事の設計、施工に関する事務	合併時	豊川市に統一	
22	国、県事業に関する地元調整事務	合併時	豊川市に統一	
23	国、県事業の用地取得に係る用地補償に関する事務	合併時	豊川市に統一	
24	都市公園、緑地の事業用地に関する事務	合併時	豊川市に統一	
25	都市公園・緑地の整備計画策定に関する事務	合併時	豊川市に統一	今後の整備計画の検討にあたっては、新市全域のバランスを考慮する。
26	都市公園・緑地の工事の設計・施工に関する事務	合併時	豊川市に統一	
27	緑化推進のための緑化工事に関する事務	合併時	豊川市に統一	
28	第二東名地区対策委員会補助事業	合併時	廃止	音羽町のみ実施。 ただし、豊川市の方式により現地視察等の予算措置を行う。
29	中心市街地における再開発事業推進に関する事務	—	現行のとおり	
30	中心市街地における施設整備推進に関する事務	—	現行のとおり	
31	中心市街地における商業等の活性化推進に関する事務	—	現行のとおり	
32	まちづくり交付金に関する事務	—	現行のとおり	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体の事業計画を検討する。
33	豊川市開発ビル(株)の経営状況の把握に関する事務	—	現行のとおり	豊川市のみ実施。
34	豊川市催事場の管理委託に伴う監督に関する事務	—	現行のとおり	豊川市のみ実施。
35	中心市街地のTMO構想推進に関する事務	—	現行のとおり	豊川市のみ実施。
36	屋外広告物に関する事務	合併時	豊川市に統一	
37	県道豊川片寄線建設対策委員会補助事業	合併時	廃止	音羽町のみ実施。 ただし、豊川市の方式により現地視察等の予算措置を行う。
38	「道の駅」設置研究会に関する事務	合併後	新制度を構築	合併後、これまでの研究会の成果を踏まえ、引き続き検討する。
39	広域行政（協議会・期成同盟会等）の業務等に関する事務	合併時	豊川市に統一	1市2町の範囲内で組織する団体については、組織再編等の検討を行う。
40	みどりの少年団活動費補助事業	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会
分科会名：建築分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	住生活基本計画の作成事務	合併後	新計画を策定	
2	公営住宅に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市の家賃に統一。
3	公共建築物の営繕に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	建築基準法による確認申請等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	中高層建築物の建築等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
6	ホテル等建築規制に関する指導要綱に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	道路位置指定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	愛知県の確認申請等の受付進達に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	建設リサイクル法の届出に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	民間木造住宅耐震診断委託に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	民間木造住宅耐震改修費補助事業	合併時	豊川市に統一	
12	独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関する事務	—	現行のとおり	
13	都市計画法による開発行為等の規制に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	租税特別措置法による優良な宅地の認定に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会

分科会名：区画整理分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	各種証明発行事務	合併時	豊川市に統一	
2	組合区画整理事業の事業計画に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会
分科会名：土木分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	主管事業に係る用地買収、補償及び登記に関する事務	合併後	豊川市に統一	現在継続中の路線については、各町の用地買収基準を適用する。
2	建築行為等後退用地取扱い事務	合併時	豊川市に統一	
3	道路及び橋梁等の地元要望調査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	交通安全施設整備に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	他課から依頼された工事、委託の設計及び施工に関する事務	合併時	豊川市に統一	
6	河川台帳整備に関する事務	合併後	豊川市に統一	合併後、順次台帳を整備する。
7	河川、水路の境界査定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	河川愛護団体に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	県河川（占用個所）の草刈に関する事務	合併後	新制度を構築	合併後、旧制度を存続させ、一定の時期に再編。
10	残土処理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	土木関係事業に対する地元協力金に関する事務	合併時	廃止	音羽町のみ実施。
12	土木工事積算システムに関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	土地賃貸借契約に関する事務	合併後	豊川市に統一	音羽町で現在継続中のものについては、音羽町の契約を適用する。
14	漁港の管理に関する事務	合併時	御津町に統一	豊川市漁港管理条例を新規制定。
15	海岸の維持管理に関する事務	合併時	御津町に統一	
16	港湾関係協会に関する事務	合併時	御津町に統一	
17	漁港台帳に関する事務	合併時	御津町に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会

分科会名：維持管理分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	道路等補修材の支給に関する事務	当面	現行のとおり	当面は現行のとおりとし、今後、支給する補修材の量など、適宜見直しの検討を行う。
2	道路、橋梁の台帳整備に関する事務	合併後	豊川市に統一	合併時は現行のままとし、合併後に台帳・台帳図の記載事項の統一を図る。
3	道路の認定、廃止、区域変更等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	道路、農道、河川、水路等の占有等に関する事務	合併後	豊川市に統一	2町において、すでに占有許可済で合併後も有効期間のあるものは、その期間まで有効とする。 占有許可済の占有料は平成19年度末まではそのままの額とし、平成20年度以降は豊川市の占有料・減免規定により算出する。
5	道路、農道、河川、水路等の境界査定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
6	寄付申出受付、調査、登記等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	財産の所管換、売払い、交換、無償譲与に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	都市公園等の台帳整備に関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	都市公園占用等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	道路及び安全施設等の地元要望に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	道路及び橋梁の耐震工事の計画に関する事務	合併時	新計画を策定	豊川市の計画に追加し、計画を構築する。
12	道路及び橋梁の積算に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	交通安全施設の設置及び維持管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	街路樹等の維持管理に関する事務	合併後	豊川市に統一	
15	児童遊園、ちびっ子広場の維持管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	子ども課において児童遊園条例に位置付けられる児童遊園・ちびっこ広場は指定管理制度により地元管理とする。
16	樋門の点検及び操作業務受託事務	合併後	豊川市に統一	豊川市の基準による委託内容とし、委託料を見直すものとする。
17	道路・橋りょう等の災害復旧に関する事務	合併時	豊川市に統一	
18	都市公園等の維持管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
19	道路の維持管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
20	道路作業員に関する事務	合併後	豊川市に統一	音羽町における臨時雇用職員は平成19年度末までとする。
21	アダプトプログラムに関する事務	合併時	新制度を構築	全市域を対象（一部の公園を除く）とした制度に再構築。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：建設部会

分科会名：維持管理分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
22	排水路清掃報償費等支給に関する事務	合併時	廃止	音羽町のみ実施。 町内清掃事業の一環であるため報償費は廃止。清掃後の土砂及びゴミ回収は対応するものとする。
23	特殊擁壁の点検に関する事務	—	現行のとおり	
24	道路保守協定書に関する事務	合併時	廃止	御津町のみ実施。
25	案内看板等に関する事務	合併時	豊川市に統一	管理対象となる町設置の看板は、合併時までに表示変更を行う物は付替えを実施し、以降維持管理を行っていく。
26	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
27	御津山園地内施設の管理に関する事務	—	現行のとおり	児童遊園部分は廃止し、当該地は維持管理化の所管とする。
28	名鉄赤坂駅・長沢駅公衆トイレの維持管理に関する事務	—	現行のとおり	
29	駅前ロータリーの管理に関する事務	—	現行のとおり	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：上下水道部会

分科会名：上水道分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	水道料金の設定	合併後	豊川市に統一	平成20年2月分の使用料から豊川市に統一する。
2	水道料金システムに関する事務	合併時	豊川市に統一	
3	水道メーター検針業務	合併後	豊川市に統一	平成19年度中の音羽町・御津町区域の検針業務単価は各町の検針業務単価とし、平成20年度から豊川市の検針業務単価に統一する。
4	給水開始、中止等に関する業務	合併時	豊川市に統一	
5	料金徴収業務	合併時	豊川市に統一	
6	下水道使用料の徴収受託業務	合併時	豊川市に統一	
7	財務会計システムに関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	収納取扱金融機関等の指定	合併時	豊川市に統一	三河信用組合及び豊橋農業協同組合については、一般会計の調整方針に準じて対応する。
9	加入金に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	手数料に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	水道事業変更認可	合併時	新計画を策定	音羽町・御津町水道事業を廃止し、豊川市水道事業に統合。
12	県営水道承認基本給水量	合併時	新制度を構築	愛知県企業庁と調整後、基本給水量の変更申し込みをする。
13	管路及びこれらの付属施設の維持管理	合併時	豊川市に統一	
14	水道施設管理マッピングシステムに関する事務	合併後	豊川市に統一	合併時には、音羽町・御津町区域については、紙ベースのものを使用して事務処理を行う。合併後に順次マッピングシステムに入力を行う。
15	工事負担金に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	給水装置工事に関する業務	合併時	豊川市に統一	
17	水道施設中央監視システムに関する事務	合併後	豊川市に統一	合併後に豊川市の中央監視システムに統一。
18	消火栓維持管理業務	合併時	豊川市に統一	
19	指定給水装置業者の登録に関する事務	合併時	豊川市に統一	指定給水装置工事業業者のうち、音羽町・御津町の登録業者については、合併後は豊川市に登録してあるものとみなす。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：上下水道部会

分科会名：下水道分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	認可等に関する事務	合併後 速やか	新計画を策定	
2	下水道使用料	合併後	豊川市に統一	平成20年2月分の使用料から豊川市に統一。
3	受益者負担金の徴収猶予に関する事務	合併後	豊川市に統一	合併前に決定された各町の徴収猶予については各町の規則によるものとし、合併後決定するものについては豊川市に統一。
4	受益者負担金の減免に関する事務	合併後	豊川市に統一	合併前に決定された各町の減免については各町の規則によるものとし、合併後決定するものについては豊川市に統一。
5	受益者負担金の納期	合併後	豊川市に統一	平成20年度から豊川市の納期にあわせる。
6	受益者負担金の端数処理	合併後	豊川市に統一	合併前に賦課決定されたものについては各町の規則によるものとし、合併後賦課決定するものについては豊川市に統一。
7	受益者負担金の報奨金の交付率	合併後	豊川市に統一	合併前に賦課決定されたものについては各町の規則によるものとし、合併後賦課決定するものについては豊川市に統一。
8	受益者負担金の督促手数料	合併時	豊川市に統一	合併前に調定されているもの以外は合併時に豊川市に統一。
9	雨水貯留施設設置事業補助金	合併時	豊川市に統一	
10	宅地内汚水ポンプ施設設置事業補助に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	公共下水道の融資斡旋に関する事務	合併後	豊川市に統一	2町で合併前に融資決定してあるものについては従来の制度による。
12	公共下水道区域外流入に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	排水施設指定工事店の登録に関する事務	合併時	豊川市に統一	2町で登録している指定工事店は合併後は豊川市に登録してあるものとみなす。
14	排水施設責任技術者の登録に関する事務	合併時	豊川市に統一	2町で登録している責任技術者は合併後は豊川市に登録してあるものとみなす。
15	私道への地上権設定に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	公共下水道マンホールポンプ異常通報システムの管理に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市と同一の電話回線を利用した通報システムに移行する。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：学校庶務分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	学校用務員の配置に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。ただし、音羽町の給食が単独調理されている間は、実情に即した配置体制を考慮する。
2	小中学校の公用車の配置に関する事務	合併後	豊川市に統一	公用車の配置は原則行わないが、現在配置されている車両については使用可能な間は使用するものとする。
3	教育振興基金激励金及び奨励金交付に関する事務	合併時	豊川市に統一	
4	学校予算の編成・配当に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	コンピュータ教室の整備に関する事務	合併後	豊川市に統一	リースにより整備している機器は期間満了に合わせて買取方式とする。
6	学校備品台帳管理事務	合併時	新制度を構築	豊川市が新たに構築する管理システムに統合。
7	老朽施設の建替えに関する事務（大規模改修を含む）	合併時	豊川市に統一	基本的には、今後検討する改築・改造計画の中で対象校を位置付けるものとする。
8	耐震補強工事	合併時	豊川市に統一	基本的に、耐震基準については豊川市の考え方で対応する。
9	施設の整備、営繕、保守管理事務	合併時	豊川市に統一	
10	教育委員会	合併時	豊川市に統一	今後の委員構成については、法に基づき全市的に適切な人材を選任するものとする。
11	教育振興報償費に関する事務	合併後	豊川市に統一	小学校の報償費は平成20年度から統一する。
12	教員用パソコンの整備に関する事務	合併後	豊川市に統一	リースにより整備している機器は期間満了に合わせて買取方式とする。
13	防犯メール配信事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
14	教育振興基金	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：学校教育分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	ポルトガル語等指導助手に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 平成20年度から2町の小中学校においても実施。
2	児童・生徒活力向上事業	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 平成20年度から2町の小中学校においても実施。
3	読書教育推進事業	合併後	廃止	豊川市のみ実施。 平成19年度末で廃止。
4	図書電算化に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 平成22年度から順次統一。
5	体育表彰・文化表彰に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 平成20年度から2町の小中学校においても実施。
6	中小学校体育連盟豊川支所補助事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
7	学びとふれあい子ども教室事業	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 平成20年度から2町の小中学校においても実施。
8	学級運営支援事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。御津町は平成19年度末まで現行どおり。
9	学校の日活動推進事業	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 平成20年度から2町の小中学校においても実施。
10	交流用バス借上げ事業	合併時	廃止	
11	学校保健会に関する事務	合併時	豊川市に統一	学校保健会交付金は平成20年度から統一。
12	AETに関する業務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。2町は平成19年度末まで現行どおり。
13	学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任用及び報酬支払事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
14	飲料水水質検査及びプール管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	児童・生徒・教職員の定期健康診断に関する事務	合併時	豊川市に統一	
16	就学時健康診断に関する事務	合併時	豊川市に統一	
17	結核健康診断に関する事務	合併時	豊川市に統一	
18	学校環境衛生検査に関する事務	合併時	豊川市に統一	
19	理科備品整備に関する事務	合併時	豊川市に統一	
20	副読本・指導書購入に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
21	要保護・準要保護児童生徒援助費に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
22	市単独教育指導事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
23	私立高等学校等授業料補助に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
24	就学指導委員会に関する事務	合併時	豊川市に統一	

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：学校教育分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
25	障害のある児童生徒特別支援事業	合併後	新制度を構築	音羽町は平成19年度末まで現行どおり。平成20年度から新制度を構築。
26	情報アドバイザー事業	合併後	廃止	豊川市のみ実施。平成19年度末で廃止。
27	心理教育相談事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。2町は平成19年度末まで現行どおり。
28	適応指導教室事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。合併後は、市域全体で実施。
29	登校支援事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。合併後は、市域全体で実施。
30	野外活動推進事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。音羽町は平成19年度末まで現行どおり。
31	幼児教育研究協議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ設置。
32	通学区域	—	現行のとおり	新市において、事案があれば対応する。
33	学校運営協議会に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市のみ実施。2町については、平成21年度からの実施を目指して20年度から研究に着手。
34	中学校部活動指導事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。2町は平成19年度末まで現行どおり。
35	私立高等学校助成事業	合併時	豊川市に統一	現時点では、対象団体は豊川地区のみ。
36	県委託事業の学校への再委託に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。2町は平成19年度末まで現行どおり。
37	教員研修事業	合併時	豊川市に統一	
38	就学通知に関する事務	合併時	豊川市に統一	
39	心の教室相談員事業	合併後	廃止	平成19年度末で廃止。豊川市の類似施策へ転換する。
40	英語教育特区事業	合併後	廃止	平成19年度末で廃止。豊川市の類似施策へ転換する。
41	地方バス廃止に伴う通学対策補助事業	合併後	廃止	御津町のみ実施。平成19年度末で廃止。
42	小学校英語活動推進事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
43	部活動総合支援事業	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
44	教員海外派遣事業	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。
45	学校評議員に関する事務	合併時	廃止	2町で実施。廃止後は豊川市の類似施策へ転換する。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：生涯学習分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	社会教育委員に関する事務	合併時	豊川市に統一	委員改選時までは豊川市の現委員を委員とする。 合併後における委員の選任にあたっては、市域全体のバランスに配慮する。
2	地区生涯学習の推進に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	合併後、早期に推進体制を整備する。
3	新成人祝賀会（成人式）事業	合併時	新制度を構築	平成20年度以降の事業について、会場や運営方法等を検討する。
4	公民館の管理運営に関する事務	合併時	豊川市に統一	音羽町の4公民館のうち、赤坂公民館を音羽地区の社会教育施設とし、他の3公民館は地区市民館とする。 御津町の4公民館のうち、中央公民館を御津地区の社会教育施設とし、他の3公民館は地区市民館とする。
5	出前講座等に関する事務	合併時	豊川市に統一	
6	社会教育補助金の交付に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
7	子どもセンター協議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
8	子ども会の育成に関する事務	合併後	豊川市に統一	豊川市子ども会連絡協議会への統一は平成20年度からとする。
9	PTAの育成に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
10	青年団の育成に関する事務	合併時	豊川市に統一	
11	その他家庭教育の推進に関する事務	合併後	豊川市に統一	平成20年度から統一。
12	学校外活動推進事業に関する事務	合併時	豊川市に統一	
13	生涯学習ボランティアに関する事務	合併時	豊川市に統一	
14	生涯学習推進計画に関する事務	合併時	豊川市に統一	
15	青少年の健全育成に関する事務	合併時	豊川市に統一	青少年問題協議会の委員については、委員改選時までは豊川市の現委員を委員とする。 合併後における委員の選任にあたっては、市域全体のバランスに配慮する。
16	少年愛護センターの運営に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	豊川市のみ設置。 合併後速やかに、2町における指導員体制が設立できるよう調整する。
17	文化財保護審議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	委員改選時までは豊川市の現委員を委員とする。 合併後における委員の選任にあたっては、市域全体のバランスに配慮する。
18	史跡等の保存整備に関する事務	合併時	豊川市に統一	保存整備事業は、合併後に新計画を策定する。
19	埋蔵文化財の発掘調査及び整理・保管に関する事務	合併時	豊川市に統一	出土品の整理・保管場所は当面現行のとおりとし、合併後にその一元化を検討する。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：生涯学習分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
20	文化財の保護啓発に関する事務	合併時	豊川市に統一	
21	市町指定文化財に関する事務	合併時	豊川市に統一	町指定文化財は、合併時に豊川市の指定文化財に統合する。
22	市町史の編さん及び発行に関する事務	合併時	豊川市に統一	
23	民俗資料館の管理に関する事務	合併時	豊川市に統一	民俗資料の保管場所については、当面現行のとおりとし、合併後にその一元化を検討する。
24	赤坂の舞台に関する事務	－	現行のとおり	
25	生涯学習宣言都市に関する事務	合併時	廃止	音羽町のみ実施。
26	地域におけるふれあい活動事業	合併後	豊川市に統一	事業の見直しを図ったうえで、平成20年度から統一。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：学校給食分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	宝飯南部学校給食組合	合併時	廃止	
2	学校給食共同調理場運営委員会	合併時	豊川市に統一	
3	調理場の施設整備に関する事務	合併後	新計画を策定	合併後に施設整備計画を作成する。方式はセンター方式とし、調理業務は民間委託とする。
4	共同調理場に関する事務	当面	現行のとおり	施設整備が終了するまでは現行のとおりとする。
5	職員配置に関する事務	当面	現行のとおり	合併後、一定の時期に見直しを行うものとする。
6	学校給食費（会計）に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	学校給食費（給食単価）	当面	現行のとおり	給食単価は、献立の統一ができるまで現行のとおりとする。
8	保育園の給食調理事務	当面	現行のとおり	旧一宮地区7保育園の給食は、施設整備完了まで現行のとおりとする。
9	献立検討委員会に関する事務	当面	現行のとおり	献立の統一ができるまでは現行のとおりとする。ただし、委員会の構成メンバーは、合併後に見直しをする。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会
分科会名：市民体育分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	体育指導委員	合併時	豊川市に統一	委員は平成20年度末まで現行のとおりとし、平成21年度以降に定数の見直しを行うものとする。報酬については、合併時から統一。
2	市民体育大会等に関する事務	合併後	新制度を構築	次回大会から音羽地区及び御津地区住民も参加できるよう制度の見直しを行う。
3	体育協会の育成に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	1市2町の協会間での調整が必要であるが、豊川市体育協会への加入促進を図る。
4	スポーツ少年団の育成に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	1市2町の団体間での調整が必要であるが、豊川市スポーツ少年団への加入促進を図る。 助成金については、平成20年度から統一。
5	校区体育振興会の育成に関する事務	合併後	豊川市に統一	2町については、振興会の単位を小学校区単位に再編できるよう検討を行う。 助成金については、平成20年度から統一。
6	社会体育施設の運営管理に関する事務	合併後速やか	豊川市に統一	平成21年度から指定管理者制度を導入するための検討を行う。
7	学校体育施設開放に関する事務	合併時	新制度を構築	校庭照明関係等の使用料体系等を検討した後、合併時に新制度を構築する。
8	生涯スポーツ推進委員会に関する事務	合併時	廃止	音羽町のみ実施。 豊川市の既存の組織等を活用する。
9	総合型地域スポーツクラブに関する事務	当面	現行のとおり	音羽町のスポーツクラブは現行のとおりとしこれをモデルとしながら、豊川市が進めている団体育成支援を全市的に広げる中で、新たなスポーツクラブの創設を目指す。

豊川市・音羽町・御津町事務事業調整作業総括表

専門部会名：教育部会

分科会名：図書館分科会

通番	事務事業名	調整方針		備考
		時期	方式	
1	図書館の施設	合併時	新制度を構築	2町の図書館は中央図書館の分館として新市に引き継ぐ。
2	職員体制に関する事務	合併時	新制度を構築	
3	図書館システムに関する事務	当面	現行のとおり	図書館システムについては、現在のシステムを当面使用する。
4	図書館協議会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
5	開館日、開館時間	合併時	豊川市に統一	合併時における分館の開館時間は午前9時から午後5時までとする。
6	団体利用に関する事務	合併時	豊川市に統一	
7	おやこ文庫に関する事務	合併時	豊川市に統一	豊川市のみ実施。 合併後は、市域全体で実施。
8	ボランティアに関する事務	合併時	豊川市に統一	
9	読書会に関する事務	合併時	豊川市に統一	
10	地域情報ライブラリーに関する事務	合併時	豊川市に統一	